

## 別紙

### 個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 能登町（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報を取扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者（以下「事務取扱担当者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、事務取扱担当者を明確にするとともに、次項に規定する管理責

任者と事務取扱担当者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

- 3 受託者は、この契約による業務に関して特定個人情報を取り扱う場合は、第1項に規定する保有個人情報の適切な管理のために、管理責任者の所属、氏名、連絡先及び作業場所を委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務に関して特定個人情報を取り扱う場合は、この規定の定めるところによるほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を遵守しなければならない。

（作業場所の外への持出禁止）

第6条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報は、委託者の承諾を得ずに庁外その他前条第3項で報告した作業場所以外に持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7条 受託者は、委託者の承諾によらず、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等をこの契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等（当該資料を複写し、又は複製したものを含む。）を、この業務完了後直ちに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が別の方法を指示したときは、当該方法による。

（資料等の廃棄等）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するために自ら収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、個人情報が記録された資料等を確実かつ速やかに廃棄し、又は委託者に引き渡すものとする。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、この規定と同様の措置を当該第三者に講じさせるものとする。この場合において、受託者は、第三者の当該業務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、この個人情報及び特定個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(報告)

第12条 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に報告を求め、又は調査することができる。

(指示)

第13条 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱が不相当と認められる時は、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(漏えい等による損害の賠償)

第14条 受託者は、この契約による業務に関して保有する個人情報の漏えい等により、委託者及び第三者に生じた一切の損害を賠償する。